
長期海外留学支援

Q & A

平成 20 年 1 月

文部科学省高等教育局
学生支援課留学生交流室外国留学係

【目次】

1. プログラム関係

【一般的な事項】

Q 1 - 1	大学に学生として所属したまま派遣することや、現在、大学に所属していない者（海外の大学に在籍している者を含む。）も対象となるのか。 ······	1
Q 1 - 2	1つの取組で派遣することができる人数や、国公私立大学別の採択件数の割合は定められているのか。また、ダブル・ディグリープログラムを申請することは可能か。 ······	1
Q 1 - 3	予定の派遣期間内で学位が取得できなかった場合、大学からの派遣学生という身分を失うことになるのか。あるいは、奨学金は打ち切りであっても本学が派遣学生として認めればその身分は変わらないのか。 ······	1

【申請に関する事項】

Q 1 - 4	申請資料の作成にあたり図表等を利用することは可能か。 ······	1
Q 1 - 5	様式 1 - 2 (2) の「大学の規模」について、別様式に記入することは可能か。 ······	1
Q 1 - 6	様式 1 - 5 の「事業に要する経費」はどのように記載したらよいのか。 ··· 2	
Q 1 - 7	申請書の郵送は、提出期限の消印があればよいのか。 ······	2

【支援内容に関する事項】

Q 1 - 8	選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により補助を受ける場合でも、本補助金から財政支援を受けることは可能か。 ······	2
Q 1 - 9	派遣学生に必要な経費（奨学金、授業料および往復航空賃）以外の「事業に要する経費」とは、具体的にどのような経費か。 ······	2
Q 1 - 10	交付内定金額に合わせる形で交付申請時に申請内容を変更することは可能か。また、交付内定額を増減した金額で交付申請することは可能か。 ··· 2	
Q 1 - 11	航空賃の積算方法について、支援の対象となるのは「派遣学生の居住地の最寄りの国際空港から派遣先大学等の最寄りの国際空港までの往復下級航空賃」とされている。この派遣学生の「居住地」について、通常は大学近辺に居住しているが、学生が地方出身者の場合、留学の間際には現住居を引き払って、実家から出発することも考えられる。このような場合は、本人の実家の所在地を基準として最寄りの国際空港からの航空賃を計上してよいのか。 ······	2
Q 1 - 12	派遣開始前に語学研修等のため渡航する場合の航空賃は支給可能か。 ··· 3	
Q 1 - 13	派遣学生に必要な授業料はどのように計算するのか。 ······	3

2. 派遣学生関係

【応募要件に関する事項】

Q 2 - 1	派遣学生の対象となるための条件に「派遣先での取得学位が、応募者の取得済み学位と同分野、同レベルでないこと。」とあるが、これは既に取得済みの学位と分野が違えば同レベルでもいいのか。それとも同レベルのものは全て対象外になるのか。 ······	4
---------	---	---

Q 2-2 派遣学生が派遣先の大学で TA (Teaching Assistant) や RA (Research Assistant) を行い、その対価を得ることは可能か。 4

【願書に関する事項】

Q 2-3 願書には留学を希望する大学を第二希望まで記載できるようになっているが、派遣決定後に第一希望若しくは第二希望以外の大学への派遣を希望することは可能か。 4

Q 2-4 「留学希望先に関する書類」について、留学希望先を第二希望まで記載する場合の提出資料は何か。 5

Q 2-5 成績評価係数の算出にあたり、どの時点の成績を用いればよいのか。 5

Q 2-6 語学能力証明書は正本の提出が必要か。保有している証明書が再発行されない場合は、コピーを提出してもよいのか。 5

Q 2-7 健康診断書について、指定様式にあるすべての項目の検査を受けた診断書を提出する必要があるのか。 5

Q 2-8 既に海外の大学に在籍しており「平成 18 年中の所得を証明できる書類」として公的な書類が準備できない場合はどのように対応すればよいのか。 5

1. プログラム関係 【一般的な事項】

Q 1-1 大学に学生として所属したまま派遣することや、現在、大学に所属していない者（海外の大学に在籍している者を含む。）も対象となるのか。

A. どういった者を大学の取組の中で派遣対象とするかは、各大学が独自に判断することになります。そのため、学生でない方を派遣対象者とする取組を作成することも可能ですが、応募時に大学、企業等に常勤・非常勤を問わず雇用されている場合は、派遣開始までに退職されていることが必要です。

Q 1-2 1つの取組で派遣することができる人数や、国公私立大学別の採択件数の割合は定められているのか。また、ダブル・ディグリー・プログラムを申請することは可能か。

A. 1つの取組で派遣する人数や国公私立大学別採択件数の割合は定められていません。また、当該大学の国際化等の改善に活用できる取組であることが長期海外留学支援の要件になっているため、長期海外留学支援の目的に合致していれば、ダブル・ディグリー・プログラムを申請することは可能です。なお、国際共同・連携支援で採択された取組で派遣学生がいる場合は、長期海外留学支援に申請することになります。

Q 1-3 予定の派遣期間内で学位が取得できなかった場合、大学からの派遣学生という身分を失うことになるのか。あるいは、奨学金は打ち切りであっても大学が派遣学生として認めればその身分は変わらないのか。

A. 6ヶ月に一度、学習・研究状況を指導教員より大学に報告することになっており、指導教員による留学評価書で派遣期間中の学位取得可能性が無いと判断された場合は、長期海外留学支援による支援の対象外となります。大学の派遣学生という立場に制約を課すものではありません。なお、派遣学生の意志により申請資格に掲げる条件を備えなくなったとき、申請書類の記載事項に虚偽があったとき、派遣学生が犯罪や傷害事件等の不当行為を行ったとき等は、奨学金、授業料、渡航費を含めた支援金額全額の返還を命じることになりますので、他の奨学金の受給が決定した等の理由により辞退することがないよう大学において確認してください。

【申請に関する事項】

Q 1-4 申請資料の作成にあたり図表等を利用することは可能か。

A. 枚数制限の範囲内で図表や写真等を適宜組み入れても構いません。また、図表中の文字のポイントに制限はありませんが、読みやすいように作成してください。
ただし、指定された様式や項目の順序を変更することは認められません。

Q 1-5 様式 1-2 (2) の「大学の規模」について、別様式に記入することは可能か。

A. 様式 1-2 (2) は複数ページにまたがっても構いませんので、様式に基づき作成してください。また、「収容定員数」、「在籍学生数」、「専任教員数」は、実人数で各合計に合うようにを記入してください（センター・研究所等も含む）。大学院の博士前期課程・後期課程は別々に記入し、学長・副学長等についても記入してください。

Q 1－6 様式 1－5 の「事業に要する経費」はどのように記載したらよいのか。

- A. 事業に要する経費は、文部科学省ホームページに掲載している大学改革推進等補助金にかかる「交付要綱」、「取扱要領」の内容を踏まえて記入してください。
なお、記入上間違いが多い箇所は次のとおりです。
- ・取組の遂行に必要な経費のうち、自己財源を充てる場合は、当該金額を「その他の経費」に記入してください。
 - ・派遣学生に必要な経費（奨学金、授業料および往復航空賃）については、経費区分の「その他」に記入してください。

Q 1－7 申請書の郵送は、提出期限の消印があればよいのか。

- A. 消印有効ではありません。定められた期間内に文部科学省において受取が確認されないものについては、申請書の受付を行いませんので、余裕を持って提出してください。

【支援内容に関する事項】

Q 1－8 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により補助を受ける場合でも、本補助金から財政支援を受けることは可能か。

- A. 選定された取組が、他のプログラムや補助金等により補助される場合は、重複補助を避けるため、原則、本補助金から財政支援を受けることはできません。ただし、平成 20 年度より支援予定の「国際共同・連携支援」との経費措置の関連については、別に定めます。

Q 1－9 派遣学生に必要な経費（奨学金、授業料および往復航空賃）以外の「事業に要する経費」とは、具体的にどのような経費か。

- A. 派遣学生に支給する奨学金、授業料および往復航空賃以外の「事業に要する経費」とは、大学の取組の運営に要する経費であり、振込手数料、通信運搬費（郵便代・電話代）などが該当します。補助対象経費の区分及び内訳については、「大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）取扱要領」を参照してください。ただし、補助対象経費のうち、設備備品費及び旅費については、本事業の特殊性を鑑み、認められません。

なお、本補助金で派遣しない学生等に係る経費は認められません。

Q 1－10 交付内定金額に合わせる形で交付申請時に申請内容を変更することは可能か。また、交付内定額を増減した金額で交付申請することは可能か。

- A. 交付申請額は、原則、交付内定額と同額となります。派遣学生の派遣先大学の変更等に伴って交付申請額に増減が生じることが明らかな場合は、速やかに文部科学省へお知らせください。当該変更が認められた場合は、変更後の金額で交付申請することが可能です。

Q 1－11 航空賃の積算方法について、支援の対象となるのは「派遣学生の居住地の最寄りの国際空港から派遣先大学等の最寄りの国際空港までの往復下級航空賃」とされている。この派遣学生の「居住地」について、通常は大学近辺に居住しているが、学生が地方出身者の場合、留学の間際には現住居を引き払って、実家から出発することも考えられる。このような場合は、

本人の実家の所在地を基準として最寄りの国際空港からの航空賃を計上してよいのか。

A. 派遣学生の「居住地」とは、渡航時に実際に居住している住所となります。渡航時に大学周辺のアパートを引き払い実家へ戻っている場合（住民票を実家へ異動されている場合）は、実家を基準として考えてください。ただし、一時的に実家に戻っている場合等は該当しません。なお、国内移動に係る航空賃・電車賃等、国内における国際空港間の移動に係る航空賃は支援の対象外となります。

Q 1－12 派遣開始前に語学研修等のため渡航する場合の航空賃は支給可能か。

A. 大学の取組として語学研修等が位置付けられているのであれば支給可能です。ただし、その場合は、語学研修等が終了後（派遣開始前）に一時帰国した際の帰国旅費及び派遣開始時の渡航旅費を支給することはできません。なお、取組が採択された年度前に行われた語学研修等は支援対象外となります。

Q 1－13 派遣学生に必要な授業料はどのように計算するのか。

A. 平成20年度に支援する授業料は平成20年4月から平成21年3月までの授業料であり、平成21年4月以降の授業料については平成21年度以降の長期海外留学支援に改めて交付申請をしていただくことになります。派遣先の大学への授業料納入にあたり、会計年度をまたぐ場合は月割りで当該年度分を算出してください。

（例1） 派遣期間：平成20年9月～平成22年8月

納入方法：

- 平成20年9月から平成21年8月までの授業料1万米ドルを平成20年9月に派遣先の大学へ納入
- 平成21年9月から平成22年8月までの授業料1万米ドルを平成21年9月に派遣先の大学へ納入

換算レート：1米ドル＝116円と仮定

1万米ドル×116円＝1,160千円

・平成20年度申請分 676千円

平成20年9月から平成21年3月分（7ヶ月分）

→ 1,160千円×7月／12月＝676千円（千円未満切捨）

・平成21年度申請分 1,159千円

平成21年4月から平成21年8月分（5ヶ月分）

→ 1,160円×5月／12月＝483千円（千円未満切捨）

平成21年9月から平成22年3月分（7ヶ月分）

→ 1,160千円×7月／12月＝676千円（千円未満切捨）

・平成22年度申請分 483千円

→ 1,160円×5月／12月＝483千円（千円未満切捨）

（例2） 派遣期間：平成20年9月～平成22年6月

納入方法：

- 平成20年9月から平成21年1月までの授業料6千米ドルを平成20年9月に派遣先の大学へ納入
- 平成21年2月から平成21年6月までの授業料6千米ドルを平成21年2月に派遣先の大学へ納入
- 平成21年9月から平成22年1月までの授業料6千米ドルを平成21年9月に派遣先の大学へ納入
- 平成22年2月から平成22年6月までの授業料6千米ドルを

平成 22 年 2 月に派遣先の大学へ納入
換算レート：1 米ドル = 116 円と仮定
その他：7、8 月は夏季休暇、

6 千米ドル × 116 円 = 696 千円

・ 平成 20 年度申請分 974 千円

平成 20 年 9 月から平成 21 年 1 月分 (5 ヶ月分)

→ 696 千円 × 5 月 ÷ 5 月 = 696 千円

平成 21 年 2 月から平成 21 年 3 月分 (2 ヶ月分)

→ 696 千円 × 2 月 ÷ 5 月 = 278 千円 (千円未満切捨)

・ 平成 21 年度申請分 1,391 千円

平成 21 年 4 月から平成 21 年 6 月分 (3 ヶ月分)

→ 696 千円 × 3 月 ÷ 5 月 = 417 千円 (千円未満切捨)

平成 21 年 9 月から平成 22 年 1 月分 (5 ヶ月分)

→ 696 千円 × 5 月 ÷ 5 月 = 696 千円

平成 22 年 2 月から平成 22 年 3 月分 (2 ヶ月分)

→ 696 千円 × 2 月 ÷ 5 月 = 278 千円 (千円未満切捨)

・ 平成 22 年度申請分 417 千円

平成 22 年 4 月から平成 21 年 6 月分 (3 ヶ月分)

→ 696 千円 × 3 月 ÷ 5 月 = 417 千円 (千円未満切捨)

2. 派遣学生関係 【応募要件に関する事項】

Q 2-1 派遣学生の対象となるための条件に「派遣先での取得学位が、応募者の取得済み学位と同分野、同レベルでないこと。」とあるが、これは既に取得済みの学位と分野が違えば同レベルでもいいのか。それとも同レベルのものは全て対象外になるのか。

A. 長期海外留学支援の対象となるための条件の一つである「8) 派遣先での取得学位が、応募者の取得済み学位と同分野、同レベルでないこと。」とは、派遣先での取得を目指す学位が、応募者の取得済み学位と同分野かつ同レベルでないことを意味しています。したがって、「修士の学位取得者が同分野の博士課程の学位取得を目指す場合」や「修士の学位取得者が別分野の修士の学位取得を目指す場合」は対象となります。

Q 2-2 派遣学生が派遣先の大学で TA (Teaching Assistant) や RA (Research Assistant) を行い、その対価を得ることは可能か。

A. 派遣先大学において、TA (Teaching Assistant) や RA (Research Assistant) を行うことにより当該派遣先大学より対価を得ることは、研究の一環と考えられますので可能です。

【願書に関する事項】

Q 2-3 願書には留学を希望する大学を第二希望まで記載できるようになっているが、派遣決定後に第一希望若しくは第二希望以外の大学への派遣を希望することは可能か。

A. 派遣決定後に希望大学より入学許可が得られなかったなどの場合、研究テーマは同一の内容で希望大学の変更を行うことができます。ただし、事前に選定委員会委員による再審査を行いますので、判明した時点で文部科学省へお知らせください。再審査にあたってご提出いただく書類は、大学が準備する申請書（公印を押印）、派遣学生が準備す

る変更理由書、願書、経歴書、留学計画書、受入許可証の写し及び留学希望先に関する書類（和訳添付）等です。

Q 2-4 「留学希望先に関する書類」について、留学希望先を第二希望まで記載する場合の提出資料は何か。

A. 派遣希望者が作成する応募書類について、派遣希望先に第二希望がある場合、第一希望校に加えて第二希望校に係る「13. 留学希望先に関する書類」も提出してください。また、入学許可証を取得している場合は、その写しも添付してください。

Q 2-5 成績評価係数の算出にあたり、どの時点の成績を用いればよいのか。

A. 公募要領の別紙1「大学教育の国際化加速プログラム（長期海外留学支援）の対象となるための条件」2. 派遣学生本人に関するもの（6）申請資格に記載されているとおり、成績評価係数の算出にあたり用いる成績は次のとおりです。

「修士」の学位取得を目的とする者 → 学部在籍時の成績

「博士」の学位取得を目的とする者

→ 修士課程在籍者（修了者）の場合：修士課程在籍時の成績

→ 博士課程在籍者（修了者）の場合：修士課程在籍時の成績

「アジア・アフリカ諸国等における専門の研究」を目的とする者

→ 学部卒業者（卒業見込みの者を含む）の場合：学部在籍時の成績

→ 修士課程修了者の場合：修士課程在籍時の成績

→ 博士課程修了者の場合：博士課程在籍時の成績

※「学士」資格の取得者が博士号課程への進学を希望する場合は、修士課程在籍時の成績がないため、学部在籍時の成績で成績評価係数を算出してください。

Q 2-6 語学能力証明書は正本の提出が必要か。保有している証明書が再発行されない場合は、コピーを提出してもよいのか。

A. 申請大学が原本証明をすれば、コピーでも結構です。

Q 2-7 健康診断書について、指定様式にあるすべての項目の検査を受けた診断書を提出する必要があるのか。

A. 健康診断書の様式に記載している項目は、国内の医療機関ですべての項目を検査した診断書を提出していただく必要があります。

ただし、既に留学を開始しているなどやむを得ない場合は、海外の医療機関で発行したものに和訳をつけたものでも結構です。また、海外の医療機関で様式に記載のある項目の診断が受けられない場合は、受診可能な項目について診断書を提出してください。なお、海外の医療機関で発行した診断書を提出する場合は、申請大学においてその健康診断書が正規の医療機関で作成されたものであることを確認してください。

Q 2-8 既に海外の大学に在籍しており「平成18年中の所得を証明できる書類」として公的な書類が準備できない場合はどのように対応すればよいのか。

A. 所得を証明する公的な書類がない場合は、学生が作成した公的な書類がないことを証明する書類及びわかる範囲で自己申告された所得に関する書類を申請大学で確認の上、申請してください。